

公共調達監視委員会における議事概要

部局名 長崎労働局

- 1 開催日 令和7年7月30日（水）
- 2 監視委員 委員長 伊東 譲二 弁護士
委 員 福澤 勝彦 大学名誉教授
委 員 小島 竜之介 税理士
- 3 審査対象期間 令和7年1月1日～令和7年6月30日
- 4 審議件数 49件
（内訳） 競争入札による公共工事 0件
随意契約による公共工事 1件
競争入札による物品・役務等 27件
随意契約による物品・役務等 21件

5 審議の概要

（1）長崎労働局公共調達審査会審議結果の審議について

① 公共工事の随意契約案件

（委員長）公共工事の随意契約案件については、適正と判断する。

② 物品・役務等の競争入札案件

（委 員） 業務用紙の配送及び各種運送業務委託契約について単価未記入により入札無効となっているが、入札する際に内容確認をするため、未記入で入札無効となるケースがあるのか。

（労働局）入札説明書に無効要件を定めており、未記入や計算誤りによって無効となる事例はある。

（委 員）官用車用燃料、洗車及び冷暖房用燃料購入について、再度公告入札を行っているが、仕様書の内容を変更することはあり得るか。

（労働局）1回目に入札者がいない場合に、同内容で2回目を行ったとしても応札が望めないため、変更することはあり得る。

（委 員）即日再入札している案件と再度公告入札している案件があるが、取り扱いの違いはあるか。

（労働局）応札者がいる場合は即日再入札を行っている。今回は応札者がいなか

ったため仕様を変更し再度公告入札を行っている。

(委員) 総合評価落札方式の場合、評価点が高かったとしても予定価格を超えた場合は落札できないのか。

(労働局) 予定価格を超えた場合は落札できない。

(委員長) 物品・役務等の競争入札案件については、適正と判断する。

③ 物品・役務等の随意契約案件

(委員) 理想科学工業製プリンター保守業務契約について、販売代理店のみが履行できるとしており、会計法 29 条の 3 第 4 項の契約の性質又は目的が競争を許さないものに該当すると判断できそうだが公募を行った理由は、また、公募と入札の違いはなにか。

(労働局) メーカーから販売代理店のみが履行できると聴取しているが、それを確認するため公募を行っている。

公募の結果 1 者のみであった場合は随意契約を行い、2 者以上の場合は入札を行う。

(委員) 一度公募を行えば次年度から公募は不要と思うが例年公募している理由は。

(労働局) 履行できる業者がいないと断定できないため公募を行っている。

(委員) 地域若者サポートステーション事業委託契約について、1 回目の入札で不落となっている。即日再入札を行わずに、日数が空いて 2 回目の入札も不落となり随意契約を行っている理由は。

(労働局) 1 回目の入札について、予定価格の誤認により予定価格超過のため不落とすべきところを落札としていたことが後日判明した。

1 回目の開札時に 2 回目の入札書を受領しており、判明した翌日に 2 回目の開札を行ったためである。

2 回目の入札においても予定価格超過により落札者がいなかったため予決令 99 条の 2 により随意契約を行った。

(委員) 予決令第 82 条の「直ちに、再度の入札をすることができる」の趣旨は。

(労働局) 同内容で再度公告することは効率が悪いと、行政の運営を円滑に行うためだと解釈している。

(委員長) 物品・役務等の競争入札案件については、適正と判断する。

以上